



答申第512号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年10月6日付け神行主課第2213号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市民税・県民税申告に係る電子申請受付システム取扱い事務の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 市民税・県民税の申告にあたり、兵庫県電子申請共同運営システムを活用して電子申請による受付を実施することは、申告期間中において24時間常時申告が可能となり、市民の利便性の向上につながると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

市民税・県民税申告に係る電子申請受付システム取扱い事務の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限に関して」)

【電子申請登録者情報（申請者ログイン情報）】

申請者 ID
申請者パスワード
申請者メールアドレス

【市民税・県民税申告書情報】

到達番号
問い合わせ番号
申請年月日
区コード
整理番号
現住所
フリガナ・氏名
1月1日の住所
職業
屋号・雅号
世帯主の氏名
世帯主との続柄
給与の生ずる場所または給与の支払者等
生年月日
性別
電話番号
収入金額
営業等の収入金額・必要経費
農業の収入金額・必要経費
不動産の収入金額・必要経費
利子の収入金額
株式等の配当の収入金額・必要経費
上場株式等の配当の収入金額・必要経費
給与の収入金額
公的年金等の収入金額
その他雑所得の収入金額・必要経費
譲渡所得の収入金額・必要経費
一時所得の収入金額・必要経費

収入がなかった場合の生活状況

月給（1月～12月）

賞与（ボーナス）等

納付方法の別

所得から差し引かれる金額

雑損控除 損害金額・保険等で補てんされる金額・災害関連支出金額

医療費控除 支払った医療費・保険等で補てんされる金額

社会保険料控除 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料
源泉徴収票記載の社会保険料

小規模企業共済等掛金控除 支払った掛金の合計額

生命保険料控除 新生命保険料の合計・旧生命保険料の合計・新個人年金保険の合計
旧個人年金保険料の合計・介護医療保険料の合計

地震保険料控除 支払った保険料の合計・長期損害保険料

配偶者控除 配偶者の氏名・フリガナ・配偶者の生年月日・配偶者の収入額
配偶者の障害の程度・配偶者の住所

扶養控除 扶養親族の氏名・フリガナ・扶養親族の続柄・扶養親族の生年月日
扶養親族の障害の程度・扶養親族の住所

申告者の状況 障害の程度・寡婦又は寡夫の要件

勤労学生控除 学校名

税額控除

住宅借入金等特別税額控除 居住開始年月日・住宅借入金等特別控除可能額

配当割額控除額

株式等譲渡所得割額控除

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金額

兵庫県共同募金会，日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金額

兵庫県条例指定分の寄附金額

神戸市条例指定分の寄附金額

事業所得の計算書

収入金額

売上（収入）金額

家事消費

その他の収入

小計

売上原価

期首商品（製品）棚卸高

仕入金額

期末商品（製品）棚卸高

差引原価

差引金額

経費

給料賃金
減価償却費
地代家賃
利子割引料
租税公課
荷造運賃
水道光熱費
旅費交通費
通信費
損害保険料
修繕費
消耗品費
雑費
経費計

専従者控除
所得金額

事業専従者

氏名
続柄
生年月日
従事日数
住所
控除額

確定申告での青色申告の承認の有無

事業税に関する事項

非課税所得・旧非課税事業の所得等
損益通算の特例適用前の不動産所得
事業用資産の譲渡損失など 資産の種類・損失額・被災損失額
開廃業年月日
事業所等の所在地

分離譲渡所得・山林所得・退職所得

株式等の譲渡等 種目・収入金額・必要経費・所得金額
先物取引 種目・収入金額・必要経費・所得金額
上場株式等の配当 支払確定月・収入金額・必要経費・所得金額
短期譲渡所得 種目・収入金額・必要経費・差引金額・特別控除額・所得金額
長期譲渡所得 種目・収入金額・必要経費・差引金額・特別控除額・所得金額
山林所得金額 収入金額・必要経費・差引金額・特別控除額・所得金額
退職所得 収入金額・勤続年数・障害の有無・退職所得控除額・差引金額・所得金額
特例適用条文